

法定福利費の内訳を明示するための標準見積書  
—造園工事—作成手順書

平成24年10月

一般社団法人 日本造園建設業協会

# I 概説

## 1 法定福利費の内訳を明示するための標準見積書—造園工事—作成手順書（案）の主旨

この法定福利費の内訳を明示するための標準見積書作成手順書—造園工事—（案）（以下「作成手順書（案）」という。）は、法定福利費の内訳を明示するための標準見積書—造園工事—（以下「標準見積書」という。）を円滑かつ適正に作成できるよう、その作成にあたって必要となる事項や留意事項を解説するとともに、標準見積書の作成手順を示すことにより一般社団法人日本造園建設業協会の正会員（以下「会員企業」という。）の利便に供するために作成したものである。

## 2 標準見積書の適用等

### ① 標準見積書の役割

造園工事に係る元請企業として、また1次下請企業として標準見積書を民間工事発注者又は元請企業に対する見積時に使用することにより、発注者が負担すべき法定福利費が確実に確保され、現場の末端の技能労働者等に行きわたるようにし、これを通じて造園建設業界における雇用環境の改善、若年技能者の確保等に資する。

### ② 標準見積書の適用

- ・この標準見積書は、会員企業が元請企業として民間工事発注者に、また1次下請企業として元請企業に対して、請負工事の見積を提出する場合に使用する。
- ・元請企業として下請企業に、また1次下請企業として再下請企業に見積を提出依頼する場合に、この標準見積書の活用を図る。
- ・この標準見積書は、平成24年度は試行運用期間とし、本格運用は平成25年度からとする。

## 3 標準見積書の書式

### ① 標準見積書の構成と書式

元請企業として民間工事発注者に、また1次下請企業として元請企業に提出する標準見積書の構成と書式は、以下のとおりとする。

■様式1 見積書      ■様式2 見積内訳書

⇒ 別添資料1 参照

### ② 下請企業及び再下請企業に提出依頼する標準見積書の構成と書式

元請企業として下請企業に、また1次下請企業として再下請企業に提出依頼する標準見積書の構成と書式は、①と同様とする。

## 4 標準見積書に明示する法定福利費の内訳

標準見積書に法定福利費見込額を内訳として明示する対象範囲は、雇用保険、医療保険（健康保険、国民健康保険）、年金保険（厚生年金保険、国民年金保険）とし、その内容は以下のとおりとする。

この場合、加入すべき保険の種類は、事業所の形態や常用労働者の人数などによって異なることから留意が必要となる。

### (1) 法人事業所及び個人事業所で常用労働者が5人以上の場合

- ① 雇用保険
  - 常用労働者の雇用保険料事業主負担見込額
  - 日雇労働者の日雇雇用保険料事業主負担見込額
- ② 医療保険
  - 健康保険料（40歳以上は介護保険料を含む）事業主負担見込額
  - 適用除外となる者に係る国民健康保険料納付見込額
- ③ 年金保険
  - 厚生年金保険料事業主負担見込額
  - 適用除外となる者に係る国民年金保険料納付見込額

### (2) 個人事業所で常用労働者が5人未満（一人親方を含む）の場合

- ① 雇用保険
  - 常用労働者の雇用保険料事業主負担見込額
  - 日雇労働者の日雇雇用保険料に係る事業主負担見込額
  - 一人親方は雇用保険の加入義務が生じないことから内訳明示対象に含まれない。
- ② 医療保険
  - 国民健康保険料納付見込額
- ③ 年金保険
  - 国民年金保険料の納付見込額

## 5 法定福利費見込額の算定対象者

標準見積書に内訳を明示する法定福利費見込額の算定対象者は、以下のとおりとする。

算定対象者	備考
現場労働者	造園工、石工、普通作業員、軽作業員、運転手等
現場従業員	現場代理人、監理技術者、主任技術者、事務員等
本店・支店等従業員等	事務員、役員等

## 6 法定福利費見込額の算定方式の考え方

- ① これまでの法定福利費見込額の算定方式  
法定福利費見込額については、これまでは率計算で算定する現場管理費・一般管理費等の

中に含まれ、その内訳を明示することを行ってこなかった。

## ② 標準見積書における法定福利費見込額の算定方式

標準見積書の作成にあたり、現場管理費・一般管理費等の見積を率計算で行う中で、その内訳として法定福利費見込額を率計算で行う方式は、算定率の設定に係る作業労力面、個々の工事施工実態の反映面で限界がある。

このため、法定福利費見込額の見積は、工種毎に積算する現場労働者、現場従業員等の所要人数・日数に法定福利費見込額の単価（円／人・日）を乗じて算定する積上げ方式とする。

## 7 標準見積書の作成作業の流れ

標準見積書の作成作業は、請負工事費見積作業全体フローと法定福利費算定作業フローの関係図を参考とし、「Ⅱ 標準見積書の作業手順」に従って実施する。

⇒ 別添資料 2 参照

## Ⅱ 標準見積書の作成作業手順

### 1 作業手順 ①：算定基礎台帳の作成

賃金台帳、給与台帳等から、算定対象者別（現場労働者、現場従業員、本店・支店等従業員等）に前年1年間における雇用保険、医療保険（健康保険、国民健康保険）、年金保険（厚生年金保険、国民年金保険）事業主負担額等を整理した算定基礎台帳を作成する。

### 2 作業手順 ②：法定福利費見込額の算定単価の設定

算定基礎台帳をもとに、算定対象者別（現場労働者、現場従業員、本店・支店等従業員等）の雇用保険、医療保険（健康保険、国民健康保険）、年金保険（厚生年金保険、国民年金保険）事業主負担額等の算定単価を、以下に示す算定式を用いて計算し、設定する。

この場合、例えば現場労働者については職工別に算定した単価、労務費の支払実績を反映した単価、当該工事の施工条件・施工体制等を考慮した単価など、適宜、算定単価を設定する。

⇒ 別添資料 3 参照

### (1) 法人事業所及び個人事業所で常用労働者が5人以上の場合

#### ① 雇用保険

##### ● 雇用保険料事業主負担額の単価（円／人・日）

前年の雇用保険料事業主負担総額÷常用労働者数÷（365日又は366日一年間休日日数）

##### ● 日雇雇用保険料事業主負担額の単価（円／人・日）

前年の日雇雇用保険料事業主負担総額÷日雇労働者延人数

② 医療保険

- 健康保険料（40歳以上は介護保険料を含む）事業主負担額の単価（円／人・日）  
前年の健康保険料事業主負担総額÷常用労働者数÷（365日又は366日一年間休日日数）
- 適用除外となる者に係る国民健康保険料納付額の単価（円／人・日）  
当該事業所所在市町村の当年度の国民健康保険料（最低月額）×12月÷（365日又は366日一年間休日日数）

③ 年金保険

- 厚生年金保険料事業主負担額の単価（円／人・日）  
前年の厚生年金保険料に係る事業主負担総額÷常用労働者数÷（365日又は366日一年間休日日数）
- 適用除外となる者に係る国民年金保険料納付額の単価（円／人・日）  
当年度の国民年金保険料（月額）×12月÷（365日又は366日一年間休日日数）

**（2）個人事業所で常用労働者が5人未満（一人親方を含む）の場合**

① 雇用保険

- 雇用保険料事業主負担額の単価（円／人・日）  
前年の雇用保険料事業主負担総額÷常用労働者数÷（365日又は366日一年間休日日数）
- 日雇雇用保険料事業主負担額の単価（円／人・日）  
前年の日雇雇用保険料事業主負担総額÷日雇労働者延人数

② 医療保険

- 常用労働者に係る国民健康保険料納付額の単価（円／人・日）  
前年の国民健康保険料納付額の合計額÷常用労働者数÷（365日又は366日一年間休日日数）
- 常用労働者以外の者に係る国民健康保険料納付額の単価（円／人・日）  
当該事業所所在市町村の当年度の国民健康保険料（最低月額）×12月÷（365日又は366日一年間休日日数）

③ 年金保険

- 常用労働者に係る国民年金保険料納付額の単価（円／人・日）  
当年度の国民年金保険料（月額）×12月÷（365日又は366日一年間休日日数）
- 常用労働者以外の者に係る国民健康保険料納付額の単価（円／人・日）  
当年度の国民年金保険料（月額）×12月÷（365日又は366日一年間休日日数）

3 作業手順 **③**：法定福利費見込額の算定対象者の所要人数・日数の算定

算定対象者別に、当該工事に要する人数・日数を算定する。この場合現場労働者については工種毎に算定する。

算定対象者	算定の費目・項目	備考
現場労働者	直接工事費＞労務費：人数・日数 直接工事費＞直接経費＞機械経費＞運転経費＞運転労務費：人数・日数	造園工、普通作業員、軽作業員等 運転手等
現場従業員	間接工事費＞現場管理費＞従業員給与手当：人数・日数	現場代理人、監理技術者、主任技術者、事務員等
本店・支店等従業員等	一般管理費等＞役員報酬・従業員給与手当：人数・日数	事務員、役員等

#### 4 作業手順 ④：法定福利費見込額の算定

法定福利費見込額の算定対象者別の所要人数・日数に、法定福利費見込額の単価（円／人・日）を乗じて雇用保険・医療保険・年金保険別の法定福利費見込額を算定する。

この場合、下請企業又は再下請企業から提出された法定福利費見込額を加算し算定する。

法定福利費見込額の算定対象者別の雇用保険・医療保険・年金保険の見込額は、以下の費目・項目において算定する。

算定対象者	算定の費目・項目	備考
現場労働者	間接工事費＞現場管理費＞法定福利費	造園工、普通作業員、軽作業員等 運転手等
現場従業員	間接工事費＞現場管理費＞法定福利費	現場代理人、監理技術者、主任技術者、事務員等
本店・支店 等従業員等	一般管理費等＞一般管理費＞法定福利費	事務員、役員等

#### 5 作業手順 ⑤：法定福利見込額集計表の作成

法定福利費見込額の算定対象者別の雇用保険・医療保険・年金保険の見込額を集計表にまとめる。

⇒ 別添資料 4 参照

#### 6 作業手順 ⑥：標準見積書の作成

- ① 見積内訳書（様式 2）の作成  
法定福利費見込額集計表をもとに作成する。
- ② 見積書（様式 1）の作成  
見積内訳書（様式 2）をもとに作成する。

### Ⅲ 作成手順書（案）の点検・改定

この作成手順書（案）については、より円滑かつ簡易に標準見積書の作成が図られるよう、不断に点検を行い、必要に応じて改定を行うものとする。

様式 1 見積書

平成●●年●●月●●日

御 見 積 書

〇〇〇〇株式会社 御中

金額 ●●, ●●●, ●●●円也

件名 〇〇〇〇造園工事

- ①見積条件 上記金額には消費税相当額(¥●●●, ●●●-)が含まれております。  
上記金額には法定福利費見込額(¥●●●, ●●●-)が含まれております。  
枯補償は、引き渡し後1年間とします。
- ②施工場所 東京都東京市東京町1-1-1
- ③工期 平成●●年●●月●●日～平成●●年●●月●●日
- ④見積有効期限 本見積書の有効期限は、提出後半年(or平成●●年●●日●●日まで)とします。
- ⑤その他 \_\_\_\_\_

上記のとおり御見積申し上げます。  
何卒ご用命下さりますようお願い申し上げます。

〒123-4567 東京都文京区本郷2-17-17  
株式会社 日本造園建設

代表取締役 造園太郎

連絡先 TEL03-1234-5678 Fax03-2345-6789  
担当 造園次郎

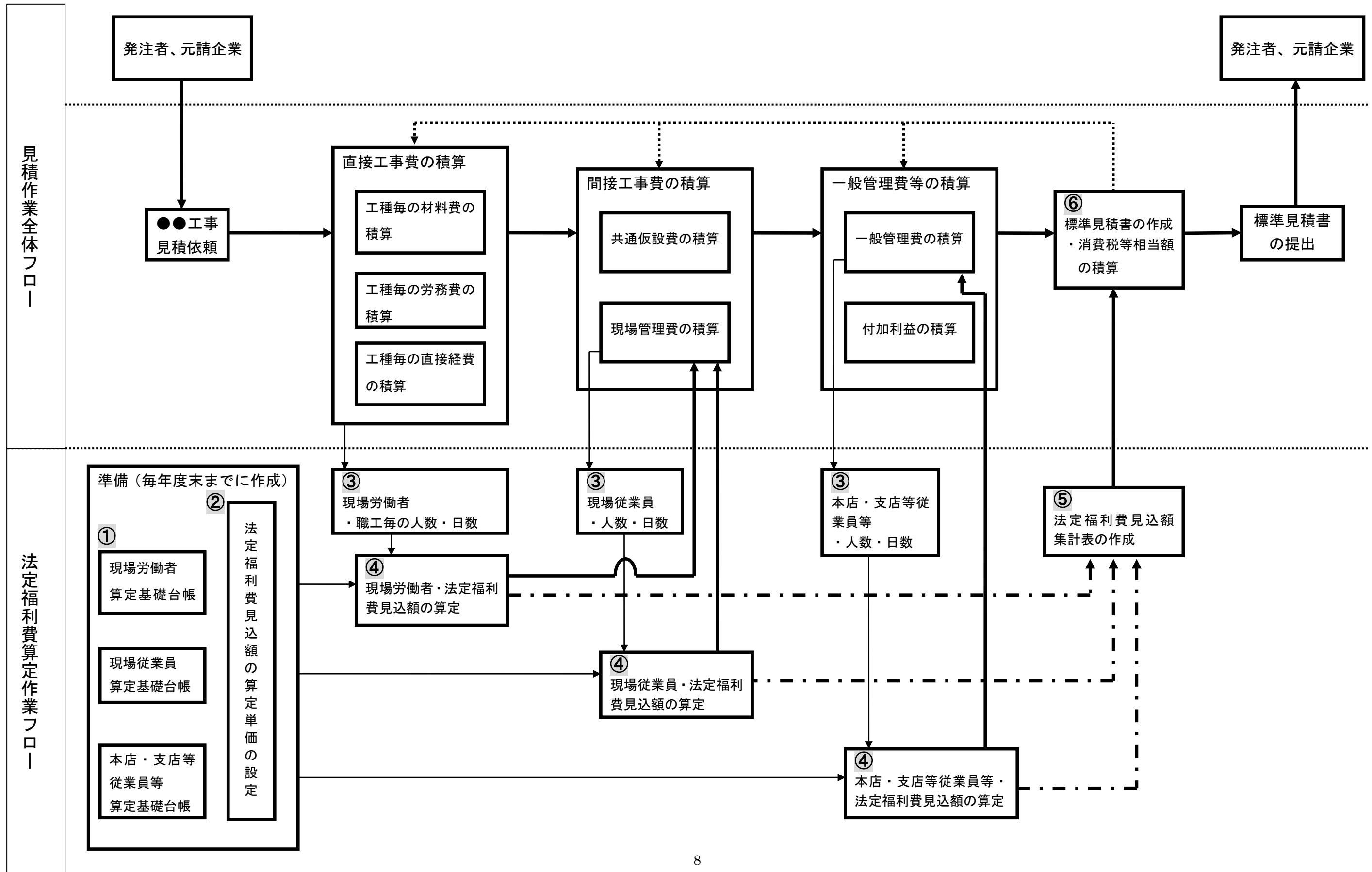
様式2 見積内訳書

構成	工種等	金額(円)	備考
直接工事費	〇〇〇〇工	〇〇〇〇	
	〇〇〇〇工	〇〇〇〇	
	〇〇〇〇工	〇〇〇〇	
	〇〇〇〇工	〇〇〇〇	
	計	〇〇〇〇〇	
間接工事費	共通仮設費	〇〇〇〇	
	現場管理費	〇〇〇〇	
	計	〇〇〇〇	
一般管理費等		〇〇〇〇	
	合計	〇〇〇〇〇	うち法定福利費見込額〇〇〇〇〇円*
(消費税相当額)		〇〇〇〇	
	総計	〇〇〇〇〇	

\* 社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の事業主負担見込額、社会保険等の適用除外となる者に係る国民健康保険・国民年金保険の保険料納付見込額の合計額である。



●標準見積書作成の流れ；請負工事費見積作業全体フローと法定福利費算定作業フローの関係図



●法定福利費算定基礎台帳および法定福利費見込額の算定単価の設定のイメージ

区分	適用区分等	職工区分等	氏名	前年度雇用保険事業主負担額	前年度健康保険事業主負担額	前年度厚生年金保険事業主負担額	備考
現場労働者	常用労働者	造園工	◎◎◎◎	〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇円	
	計		人・・・①	〇〇〇〇〇〇〇 円・・・②	〇〇〇〇〇〇〇円・・・ ③	〇〇〇〇〇〇〇円・・・ ④	
	人・日@			②÷①÷(365日又は366日一年間休日日数)・・・⑤	③÷①÷(365日又は366日一年間休日日数)・・・ ⑥	④÷①÷(365日又は366日一年間休日日数)・・・ ⑦	
	法定福利費見込額	当該工事延人数	人・・・⑧	⑤×⑧	⑥×⑧	⑦×⑧	

## ●法定福利費見込額集計表

★再下請がある場合に使用

(単位：円)

構 成	労働保険			社会保険						法定福利費見込額			備考
	雇用保険			医療保険			年金保険			当社分	外注分	計	
	当社	外注	計	当社	外注	計	当社	外注	計				
現場管理費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	
一般管理費等	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇	

## ●法定福利費見込額集計表

★下請がない場合に使用

(単位：円)

構 成	労働保険	社会保険		法定福利費見込額	備考
	雇用保険	健康保険	厚生年金保険		
現場管理費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
一般管理費等	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	